⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　北海道網走市新町２丁目６－１（電話0152―44―6147）
⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　北海道留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）
⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　北海道稚内市末広５丁目６－１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1064）
⑾　北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

別記２　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ番号052―725―7672

別記３　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒812―0013　福岡県福岡市博多区博多駅東２－９―13東福第一ビル２階　九州地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話092―409―4370

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示する。

平成26年10月１日

国土交通省

東北地方整備局副局長　中野　則夫
関東地方整備局副局長　池上　正春
北陸地方整備局次長　田所　篤博
中部地方整備局副局長　海野　修司
近畿地方整備局副局長　池田　薫
中国地方整備局副局長　丸山　隆英
四国地方整備局次長　守屋　正平
九州地方整備局副局長　大野　正人

◎調達機関番号　020
◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40

１　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（ほ装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務

測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において申請書類の郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による申請を受け付ける。

建設工事の申請をする者は、平成26年12月１日から平成27年１月30日まで（当日消印有効）の間に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、平成26年12月１日から平成27年１月30日まで（当日消印有効）の間に、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、平成26年12月１日から平成27年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は平成26年12月１日から平成27年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成27年２月２日以後随時に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課において申請を受け付けるものとする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成26年11月４日から平成26年12月26日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

③　インターネットの使用による測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより平成26年11月４日から平成26年12月26日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、持参又は郵送により、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類として以下（建設工事に係る添付書類）に掲げる④に掲げる書類、⑦ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を別記３に掲げる送付先にファックス送信するものとする。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、３⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴③においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等
③　業態調書